

第5次

くらし男女共同参画プラン

2016～2020

【概要版】

女性も男性もだれもが性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組む最重要課題の一つとなっています。

少子高齢化に伴う人口減少の急速な到来、家族や地域社会の変化、長引く不況による格差と貧困の問題など今日の社会情勢は急激に大きく変化しています。

第5次くらし男女共同参画プランは、こうした変化に対応し、豊かで活力ある社会づくりを進めていくために、諸施策を総合的に推進することを目的としています。



倉吉市

プランの基本理念

倉吉市男女共同参画推進条例第3条に掲げる四つの理念をこの計画の基本としています。

1 男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を發揮でき、男女の人権が尊重されること

2 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること

3 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること

4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること

プランの期間

平成28（2016）年度～平成32（2020）年度

第5次くらし男女共同参画プランの概要

このプランは、三つの基本目標をもって体系化し、基本目標1「男女の人権尊重の推進」の重点目標2「政策・方針決定における男女共同参画の実現」により、女性の声や力を市政に反映させることで、まちの活性化につながる市民の意識改革を推進します。そして**女性のエンパワーメント***1を図るための取り組みを市と市民、事業者が協働し、女性参画をより一層推進します。

また、平成27年9月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、基本目標2「職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進」の重点目標1「職場における男女共同参画の実現」施策③として「女性の職業生活における活躍の推進」を新たに掲げ、雇用形態、就業形態に関わらず、知識・経験を蓄積した女性の出産・育児等による離職を防ぎ、継続就業やキャリアアップを支援します。**ワーク・ライフ・バランス***2等、職場における男女共同参画の実現に加え、男性の働き方を見直す取り組みのPR、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰による市民・事業者の紹介等により女性活躍推進に向けた取り組みを促進します。

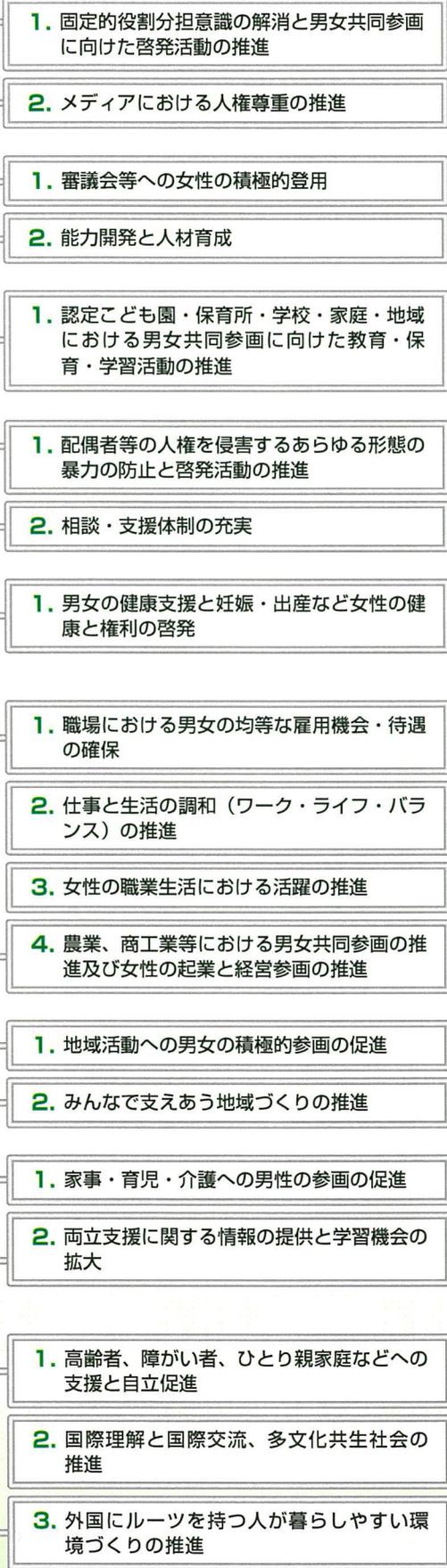
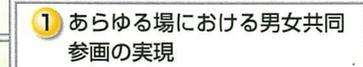
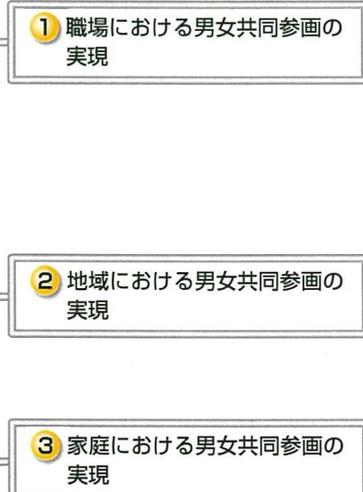
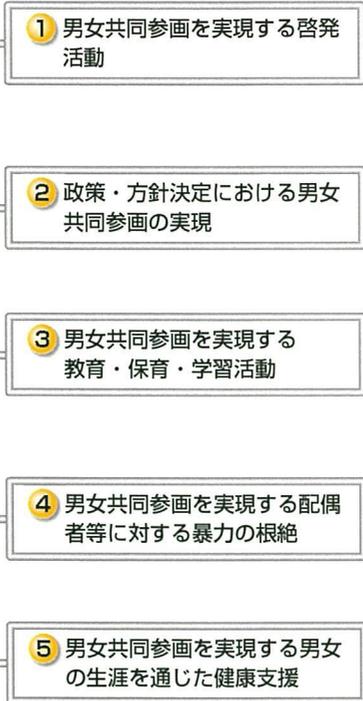
施策体系

男女共同参画社会のまちくらし

基本目標

重点目標

施策



男女の人権尊重の推進

重点目標1 男女共同参画を実現する啓発活動

【施策①】 固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進

男女が性別による固定的役割分担意識^{※3}にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境をつくとともに、男女がお互いに人権を尊重し、協力し合える人間関係を築くための啓発・広報活動を推進します。

- 主な事業**
- 倉吉市男女共同参画推進月間における啓発活動、男女共同参画推進講演会の開催
 - 「くらし男女共同参画推進スタッフ」による啓発
 - 倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰の実施
 - 市の広報紙、ホームページを利用した広報・啓発活動
 - 多様な働き方に関する情報提供

【施策②】 メディアにおける人権尊重の推進

メディアに描かれている性差別につながる情報を読み解く能力を高めるための学習や研修会を開催するなど普及を図ります。

- 主な事業**
- 学校での学習活動
 - 地域住民、保護者等を対象にした学習活動

重点目標2 政策・方針決定における男女共同参画の実現

【施策①】 審議会等への女性の積極的登用

市政に男女の多様な考え方を反映させるため、市の審議会^{※4}等の委員における女性登用率を40%に設定し、女性参画を推進します。

- 主な事業**
- 審議会・委員会における委員の選出方法の見直しと工夫
 - 女性人材登録制度への登録の推進

【施策②】 能力開発と人材育成

政策・方針決定における女性のエンパワーメントを図るため、講座等を開催し女性の能力開発の機会を確保するとともに人材育成を推進します。

- 主な事業**
- 市内の女性団体や男女共同参画推進団体との連携・協働による講座の開催
 - 鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との連携、研修会の開催

重点目標3 男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動

【施策①】 認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進

認定こども園・保育所・学校・家庭・地域において男女平等を推進する教育、保育の充実と推進を図ります。

- 主な事業**
- 就学前教育・保育・学校教育における人権尊重、男女平等、相互理解・協力についての指導の充実
 - 保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進
 - 各地区公民館・自治公民館・保護者会活動等における学習機会の提供
 - 住民への情報提供

重点目標4 男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶（倉吉市DV防止計画）

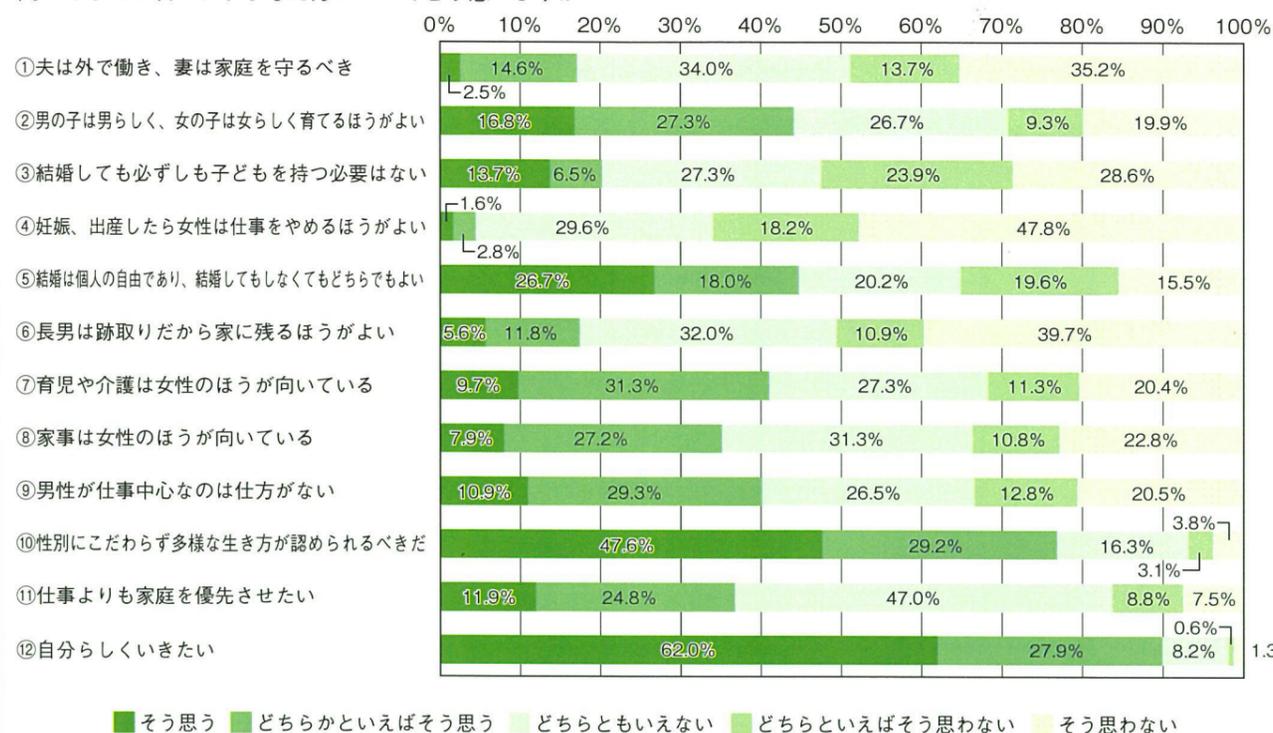
【施策①】 配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進

配偶者等に対する暴力は重大な人権侵害であり、あらゆる形態の暴力の防止に向け、市民をはじめ、学校、地域、事業所等に対する啓発活動及び学習機会の提供に努めます。

- 主な事業**
- ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※5}及びセクシュアル・ハラスメント^{※6}の防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動
 - パワー・ハラスメント^{※7}、マタニティ・ハラスメント^{※8}等各種ハラスメントに関する情報提供

「平成27年度倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「平成27年度市民意識調査」と表記）では…

問 あなたは次のような考え方についてどう思いますか



「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」は、賛成は58.9%、反対は19.7%、「男性が仕事中心なのは仕方がない」という考え方は、賛成は50.1%、反対は27.6%でした。

「男性は外で働き女性は家庭を守るべき」という考え方は、平成22（2010）年には賛成24.4%、反対40.5%だったものが、賛成17.1%、反対48.9%で、性別による固定的役割分担意識は徐々に解消されつつありますが、依然として根強いものがあります。

【施策②】 相談・支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントについて、関係機関と連携して被害者への相談体制等の整備と充実を図るとともに、被害者及びその家族の一時保護、自立に向けて市の関係部局、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所等の関係機関との連携による、被害者及び家族の支援を行います。

「平成27年度市民意識調査」では… ドメスティック・バイオレンスについて「最近5年間に被害を受けた」人は1.7%、「過去に被害を受けた」人は5.4%、「身近に被害を受けた人がいる」と回答した人は8.8%でした。その内女性の11.2%が被害を受けており、そのなかで、「どこにも誰にも相談しなかった」人は20.3%ありました。

重点目標5 男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援

【施策①】 男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発

心身及びその健康について正確な知識・情報を得るための学習機会の提供や健康の維持・向上に向け、生涯を通じて男女が健康で過ごせる対策を推進します。

- 主な事業**
- 妊娠・出産に関する制度の充実
 - 男性の自立支援を図る講座の開催
 - リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※9}（性と生殖の健康・権利）に関する情報提供

基本目標 2

職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

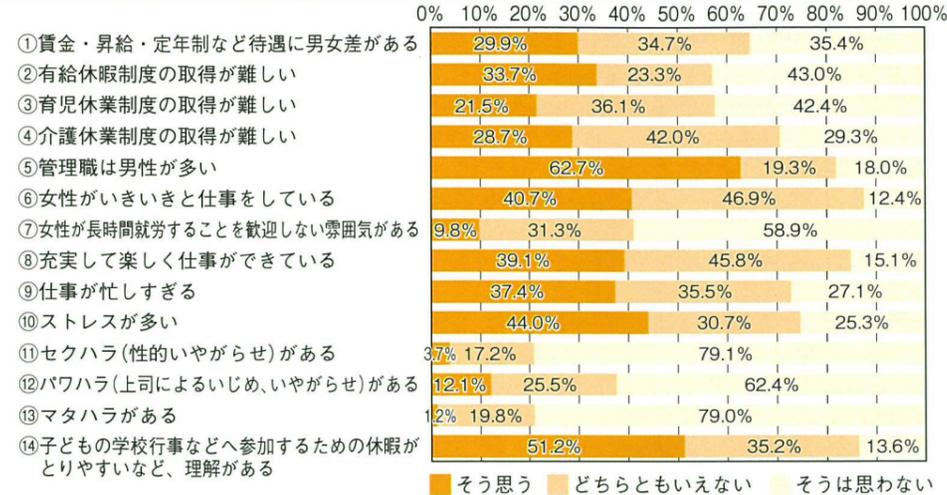
重点目標 1 職場における男女共同参画の実現

【施策①】 職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保

性別に関係なく個性と能力が十分に発揮することができる環境の整備が人材の有効活用や経営の効率化につながるという意識啓発を推進します。

- 主な事業**
- ・企業への情報提供と積極的な事業所へのPR活動
 - ・企業訪問による働きかけ

「平成27年度市民意識調査」では… 職場について「男性が優遇されている」と回答した人は54.1%、「管理職に男性が多い」と回答した人は62.7%、「賃金・昇給・定年制など待遇に男女格差がある」と回答した人は29.9%で「男性が優遇されている」と感じる人の割合が前回調査(H22)より若干増加傾向でした。一方「女性がいきいきと仕事をしている」と回答した人は40.7%で、こちらも増加傾向でした。



【施策②】 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女がともに仕事、家庭生活、地域活動に、ライフスタイルに応じて参画することが、企業や経済社会の活性化につながり個人のゆとりある生活の充実につながるという考え方の普及を図ります。

主な事業

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と講演会の開催
- ・男性の働き方を見直す取り組み、「家事メン」^{※10}、「イクボス」^{※11}をPR
- ・倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰により事業所等の取り組みを紹介し女性活躍推進を促進

【施策③】 女性の職業生活における活躍の推進

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に就労している女性をはじめ、これから働こうとする女性も含め、知識・経験を蓄積した女性の出産・育児等による離職を防ぎ、継続就業及びキャリアアップを支援します。

主な事業

- ・企業における女性の管理職登用にに向けた啓発と推進
- ・女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てサービスに関する情報提供
- ・キャリアアップ支援講座の開催

【施策④】 農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進

農業、商工業に従事する女性に対し、女性の役割の重要性と一人の労働者としての権利が確保されるよう学習機会の提供に努めます。また、起業をめざす女性に対して、事業経営に関する知識や情報を提供することで女性の起業を推進します。

主な事業

- ・「家族経営協定」の締結と制度の周知
- ・女性農業者への能力開発支援
- ・相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供

重点目標 2 地域における男女共同参画の実現

【施策①】 地域活動への男女の積極的参画の促進

自治公民館活動などの地域活動への女性参画を促すため役員への女性登用や地域の慣行、しきたりについて、男女共同参画の視点に立った啓発を推進します。

主な事業

- ・地域における男女共同参画に関する学習の推進
- ・地域活動へ女性参画を促すための啓発及び促進

【施策②】 みんなで支えあう地域づくりの推進

防災・防犯活動、福祉活動などの地域課題の解消や地域づくりに向けた自主的な取り組みが、女性の視点を反映した活動となるよう、女性の参画が拡大する取り組みを推進します。

主な事業

- ・地域における男女共同参画に関する学習の推進
- ・地域活動へ女性参画を促すための啓発及び促進

重点目標 3 家庭における男女共同参画の実現

【施策①】 家事・育児・介護への男性の参画の促進

家庭生活における責任を男女がともに担う意識を高め、男性の家事、育児、介護に関する技術習得等を支援します。

主な事業

- ・男性の家庭生活における参画を視野に入れた各種講演会、研修会の開催
- ・子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発

【施策②】 両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大

育児・介護休業制度等の定着を促進するとともに働き続けやすい環境づくりを進めます。

主な事業

- ・育児・介護に関する支援サービスの充実
- ・両立支援に関する企業への情報提供
- ・各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供
- ・講演会、研修会の開催

「平成27年度市民意識調査」では… 「家庭での仕事の役割分担」の結果では、男女別の集計によると「食事のしたく」の項目では、86.3%、「食事の片付け」83.2%、「洗濯」81.3%と、その役割を担う女性の割合が前回調査より高くなっています。そして、「日常の買い物」、「小さい子どもの世話」、「介護・看護」なども女性の割合が高く、日常生活の大半を女性が担っている現状があります。

基本目標 3

あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点目標 1

あらゆる場における男女共同参画の実現

【施策①】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進

家庭生活における自立を図るとともに、社会を支える一員として地域とのつながりを深めるための取り組みを推進します。

主な事業

- ・高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知
- ・「倉吉市障がい者プラン」、「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいた支援サービスの充実

【施策②】 国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進

国際化が進展する中で、異なる文化、生活習慣などについて認め合い相互理解を深めるための情報提供や学習会の提供、国際交流について、民間交流団体と連携を図りながら推進します。

主な事業

- ・女性の人権に関する国際的な条約、女性に関わる法律や制度などの情報収集及び提供
- ・交流事業の促進
- ・国際理解講座の開催

【施策③】 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進

外国にルーツを持つ人^{※12}が安心して暮らしやすい環境の整備を推進するため、情報提供や相談窓口の充実を推進します。

主な事業

- ・就学前教育・保育機関、学校等の交流会による啓発
- ・市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動
- ・日本語学習講座の開催

計画の推進体制

プランを推進するための全庁的な連携・調整を図り、プランの進捗状況について、計画・実績・評価を倉吉市男女共同参画推進市民会議に報告し、公開します。

成果を測定するための指標

指標名	指標の説明（出典）	現状値 （平成27年）	目標値 （平成32年）
公的審議会の女性登用率【%】	各種審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	31.6%	40.0%
倉吉市女性人材登録制度による登録数【人】	平成23年4月創設した市の制度。市の審議会委員や講師として活用	37人	50人
男女ともに働きやすい職場環境を構築する男女共同参画推進企業の認定数【社】	平成16年2月創設された、鳥取県の認定制度による倉吉市内の認定事業者数	65社	100社
社会における男女の機会均等が図られていると思っている市民の割合【%】	【市民意識調査より】 「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合	37.3%	50.0%
男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと考えている市民の割合【%】	【市民意識調査より】 「その通りと思わない」、「どちらかと言えばその通りと思わない」と回答した割合	79.8%	85.0%
家庭における家事、子育て、介護等を男女で分担して行っている市民の割合【%】	【市民意識調査より】 「分担して行っている」、「どちらかと言えば分担して行っている」と回答した割合	55.3%	67.0%
倉吉男女共同参画推進まちづくり表彰の表彰件数【累計件数】	平成27年2月に創設した市の表彰制度による表彰件数	4件	40件

用語解説

- ※1 **女性のエンパワーメント**：女性が力をつけること。女性一人ひとりが法的、経済的、政治的な力や自己決定能力等の力をつけていくこと。
- ※2 **ワーク・ライフ・バランス**：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活等においても多様な生き方が選択・実現できる状態、また、そのための環境を整えること。
- ※3 **性別による固定的役割分担意識**：「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。
- ※4 **審議会**：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めにより、その事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。
- ※5 **ドメスティック・バイオレンス（DV）**：配偶者や恋人等親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく言葉による精神的暴力等いろいろな形で身近に存在する。
- ※6 **セクシュアル・ハラスメント**：相手の気持ちに反した性的ないやがらせのこと。身体への不必要な接触や、性的な発言、不快な環境等。
- ※7 **パワー・ハラスメント**：職場において職務上の地位や影響力に基づき相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことでその人や周囲の人に身体的・精神的苦痛を与え、その就業環境を悪化させる行為。
- ※8 **マタニティ・ハラスメント**：妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。
- ※9 **リプロダクティブ・ヘルス**：出産する時期、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由を持つこと。生殖年齢にある男女だけでなく、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味する。／**リプロダクティブ・ライツ**：すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。
- ※10 **家事メン**：日常的に家事に積極的に関わっている男性
- ※11 **イクボス**：部下の仕事と家庭の両立を応援し自らも実践する上司
- ※12 **外国にルーツを持つ人**：日本に在住する日本国籍を有しない人、又は両親・祖父母等のいずれかが外国に祖先を持つ日本国籍を有する人。

倉吉市役所企画振興部人権局男女共同参画係

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722

TEL 0858-22-8130 FAX 0858-22-8135 E-mail:jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp